

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（北海道新幹線の開業等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 5 若しくは第 81 条の規定により計算した額又は第 84 条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線 北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p> <p><u>イ</u> 地方交通線相互を乗車する場合 第 77 条の 6 の規定により計算した額から第 77 条の 5 の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>ロ</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 81 条の 2 の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>ハ</u> <u>営業キロが 10 キロメートルまでの場合</u> <u>第 84 条の 2 に規定する額から第 84 条に規定する額を差し引いた額</u></p> <p>(2) 四国旅客鉄道会社線</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 5 若しくは第 81 条の規定により計算した額又は第 84 条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線 北海道旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p> <p><u>イ</u> <u>幹線相互を乗車する場合</u> <u>第 77 条の 2 の規定により計算した額から第 77 条の規定により計算した額を差し引いた額</u></p> <p><u>ロ</u> 地方交通線相互を乗車する場合 第 77 条の 6 の規定により計算した額から第 77 条の 5 の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>ハ</u> 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 81 条の 2 の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 四国旅客鉄道会社線</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 28 年 3 月 26 日乗車となるものから適用する。